**一般社団法人　日本学生卓球連盟・規約**

第４章　　機　　　関

第２２条　組合せ委員会

　　　　　１．組合せ委員会はシード会議や各大会の組合せを行なう。

　　　　　２．組合せ委員会は当該大会審判長・幹事長・会計・書記・常任幹事・幹事を構成員とする。

　　　　　３．組合せ委員会は幹事長が召集する。

第２３条　ランキング審査委員会

　　　　　１．ランキング審査委員会は各大会のランキングの審査等を行なう。

　　　　　２．ランキング審査委員会は当該大会審判長・幹事長・会計・書記・常任幹事を構成員とする。

　　　　　３．ランキング審査委員会は幹事長が召集する。

第３０条　各会議は召集者が議長となり、構成員の過半数の出席をもって成立する。なお次の者は出席とみなす。

１．書面または電磁的方法により委任状を提出した者

２．代理人を立てた者

３．開催時に電磁的方法により意思表示ができる者

第３１条　各会議の決議は出席した構成員の過半数をもって決する。

第３２条　各会議において必要と認められた場合は、理事会の承認を経て構成員以外の者に出席を要請し意見を求めることができる。

第３３条　各会議において、提示された議案に対し全ての構成員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する決議があったものとみなす。理事会においても、監事が異議を述べた場合を除き同様とする。

第３４条　理事会および各会議は原則として公開とする。

**一般社団法人　日本学生卓球連盟・事業実施細則**

第　３条　全日本大学総合卓球選手権大会（個人の部）

４．シード規定

　　　　　　　（１）前年度当該大会ランキングシングルス１６位まで、ダブルス８位まで

（２）前年度全日本学生選抜卓球選手権大会シングルス１６位まで

（３）前年度全日本卓球選手権大会ランキングシングルス１６位まで、ダブルス８位まで

（４）世界ランキング３００位以内かつ上から４名まで（本大会シード会議の１週間前のランキングとする）

（５）昨年度全国高等学校総合体育大会においてシングルスベスト８まで

（６）当該年度各支部選手権大会（参考資料）

　　　　　　　ただし、シード会議に出席した構成員の過半数の賛成をもってシード順位を入れ替えることができるものとする。しかし、その場合でも、前年度当該大会当該種目において保持しているランキンググループ（１位・２位・ベスト４・ベスト８・ベスト１６）は確保されなければならない。また、ダブルスにおいて、ペアー変更によって両者の内の一方、または両方が規程のランキングを保持している場合でも参考資料に留めるものとする。